【ロシア】歴史教育分野における基本方針の制定

海外立法情報課　堀田　主

＊2024 年 5 月 8 日、プーチン政権の歴史観が強く反映された、歴史教育分野における国家レベルでの基本方針を定める文書が、大統領令によって承認された。

1　経緯

2024 年 5 月 7 日、プーチン（Vladimir Putin）大統領は通算 5 期目となる大統領職への就任式を行い、自身の任期が終了する 2036 年までの内政目標を定めた[1]。その翌日となる 5 月 8 日、歴史教育分野における国家レベルでの基本方針を定めた文書が、大統領令第 314 号「歴史教育分野におけるロシア連邦の国家政策の基本の承認について」によって承認された[2]。

歴史に対するプーチン大統領の強い関心は、従来から指摘されている[3]。近年でも、2021 年 7 月に公表された「ロシア人とウクライナ人の歴史的一体性について」と題するプーチン大統領の論考[4]や、2023 年 8 月に行われた 16 歳から 18 歳向けの歴史教科書の改訂[5]など、とりわけウクライナ情勢との関連で様々な動きを確認できる。これらと同様に、今回の歴史教育分野における基本方針の制定も、現政権の歴史観を次世代に浸透させ、価値観の永続化を図る狙いがあると見られる。

2　概要

大統領令第 314 号によって承認された「歴史教育分野におけるロシア連邦の国家政策の基本」（以下「基本方針」）は、全 7 章 21 項から成る。構成は、第 1 章「総則」（第 1 項～第 3 項）、第 2 章「歴史教育分野における国家政策の策定の基礎」（第 4 項～第 7 項）、第 3 章「歴史教育分野における国家政策の目的」（第 8 項）、第 4 章「歴史教育分野における国家政策の基本原則」（第 9 項）、第 5 章「歴史教育分野における国家政策の課題」（第 10 項～第 13 項）、第 6 章「歴史教育分野における国家政策の実施メカニズム」（第 14 項～第 20 項）、第 7 章「歴史教育分野における国家政策の実施により期待される成果」（第 21 項）となっている。

（1）主要概念の定義

基本方針ではまず、①歴史教育、②歴史教育分野における国家政策、③歴史教育分野における国家政策の主体、という 3 つの主要な概念が定義されている。ここでの「歴史教育」とは、

＊　本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 9 月 9 日である。

[1] 2036 年までの国家発展目標に関しては、堀田主「【ロシア】2030 年及び 2036 年までの国家発展目標に関する大統領令」『外国の立法』No.300-2, 2024.8, pp.22-23. <https://doi.org/10.11501/13729939> を参照。

[2] Указ Президента Российской Федерации от 08.05.2024 № 314 "Об утверждении Основ государственной политики Российской Федерации в области исторического просвещения". <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202405080001>

[3] 2010 年代中葉までのロシアの歴史教育を分析した研究として、立石洋子「現代ロシアの歴史教育と第二次世界大戦の記憶」『スラヴ研究』62 号, 2015, pp.29-57 を参照。

[4] Статья Владимира Путина «Об историческом единстве русских и украинцев» <http://kremlin.ru/events/president/news/66181> 邦訳については、「ロシア人とウクライナ人の歴史的一体性について」 笹川平和財団「ロシアと世界」ウェブサイト <https://www.spf.org/russia-analysis/OfficialDocuments-Speeches/article02.html> を参照。

[5] "Kremlin aide rewrites Russian history for a society at war," *Reuters*, 10.08.2023. <https://www.reuters.com/world/europe/kremlin-aide-rewrites-russian-history-society-war-2023-08-10/>

「ロシアの過去と現在についての科学的理解を形成すること及び祖国を守った国民の偉業を軽んじようとする試みに対抗することを目的として、信頼できる科学的に実証された歴史知識を社会に広めるために国家が調整する活動」を意味しており、「歴史教育分野における国家政策」とは、このような「歴史知識の体系を支援し、及び発展させ、ロシア社会に内在する価値観の体系と祖国愛に基づいて人格を形成することを目的とする、歴史教育分野における国家政策の主体によって実施される一連の活動」を意味する。また、「歴史教育分野における国家政策の主体」は、政府機関、科学・教育機関、大学及び研究センター、文化・芸術機関、文化・教育機関、マスメディア、公的団体（市民団体や非政府組織）を始めとして、幅広く想定されている（第 3 項）。

（2）基本方針の背景とその目的

基本方針によると、ロシアは現在、歴史的記憶の破壊、新植民地主義、新帝国主義、ネオナチの復活に基づく、国際的緊張の高まりと国家のアイデンティティの危機の中で、様々なリスクと脅威に直面している（第 6 項）。それらに対抗するに当たり、歴史教育分野における体系的で大規模な活動を組織し、及び確保するための、協調的、包括的かつ大規模な取組を行うことが必要となる（第 7 項）。このような状況を踏まえて、伝統的なロシアの精神的、道徳的、文化的及び歴史的価値観に基づく全ロシア的な市民アイデンティティを形成し、ルースキー・ミール[6]のコミュニティを強化することが「国家政策」の目的となる（第 8 項）。

（3）具体的な課題と対応策

歴史教育分野の課題としては、国家行政機構の改善（第 10 項）、科学的基礎の発展（第 11 項）、ロシア連邦市民やロシアに居住（又は滞在）する外国人市民等の歴史リテラシーの向上（第 12 項）、信頼できる歴史情報を入手・共有するためのチャンネルの確立（第 13 項）が挙げられている。

具体的な対応策としては、①大衆向けの教材、児童文学を含む文学作品、芸術作品、映画作品、演劇作品、テレビ向け作品、ビデオ向け作品、インターネット向け作品の制作に関する法令の制定、②ロシアの歴史家による著作の普及や、外国語のものを含む歴史的・教育的文献の出版のための支援制度の改善、③国外の評価から独立した指標に基づく、社会科学分野等の出版物を監視する国内システムの構築、④歴史教育分野における博物館、劇場、映画館、図書館、アーカイブ、マスメディアの役割の拡大、⑤公共図書館における歴史文献コレクションの更新支援、⑥科学的、教育的及び反プロパガンダ的な目的による、ナチズムのイデオロギーに対する否定的態度を形成する作品の創作等、極めて多様な措置が想定されている。

（4）期待される成果

基本方針の実施により期待される成果としては、①ロシア社会に内在する価値体系、祖国愛、祖先への敬意等に基づく全ロシア的な市民アイデンティティの維持・強化、②客観的な歴史理解に基づくロシア社会の結束の強化、市民の平和と調和の維持、③伝統的なロシアの価値観の保存、破壊的なイデオロギーの影響に抵抗するロシア社会の能力の向上、④地域的・国家的に重要な緊急問題の解決に対するロシア連邦市民の関与の向上の 4 点が挙げられている（第 21 項）。

---

[6] ルースキー・ミールとは、ロシア語を話し、正教を信仰する人々が居住する領域を独自の文明圏とみなす考え方である。詳しくは、浜由樹子「ウクライナ侵攻のイデオロギー：5 つの構成要素とその背景」『ロシア・東欧研究』51 号, 2022, pp.41-56 を参照。